

## 国民体育大会ふるさと選手制度について

トランポリンブロック国体対策委員  
東海ブロック担当 後藤雅美

2018年3月17日(土)開催のトランポリン国体対策ブロック担当者会議において、課題となりました「国民体育大会ふるさと選手制度」について、下記のとおり報告します。

なお、本紙の各条項は、日本スポーツ協会制定の「国民体育大会開催基準要項・開催基準要項細則(平成30年4月1日改訂版)」に基づきます。

1. 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項[本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

- (1) 居住地を示す現住所
- (2) 勤務地
- (3) ふるさと

注1: 「居住地を示す現住所」、「勤務地」いずれの場合も、当該大会開催年の4月30日以前から大会終了時まで、引き続き当該地に、それぞれ居住又は勤務していなければならない。

注2: 居住地とは、住民登録(住民票)があり、且つ日常的に生活する場所を指す。  
例) 遠方の大学に通学する学生が、住民票を移管せずに大学所在地の都道府県などに住んでいる場合、その住所(住民登録がない)及び現住所(日常生活の実態がない)のいずれからも出場することができない。

注3: 勤務地とは、勤務先の本社又は登記上の住所ではなく、配属先など主たる勤務活動を行う所在地を指す。

2. 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項(※本紙では特例措置詳細説明割愛)により取り扱うものとする。

注4: 高等専門学校、通信による教育を行う課程、高等学校の専攻科・別科を卒業した者はその学校所在地を「ふるさと」として参加することはできない。

注5: 大学入学資格検定試験を経て、現在、大学生、大学院生である者又は大学、大学院を卒業した者は、卒業中学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とする。

3. 日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
4. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。

<ふるさと登録の方法>

- ① 参加しようとする都道府県の体育（スポーツ）協会に確認する
- ② 参加しようとする都道府県大会（予選会）の参加締切日までに、登録を完了する
- ③ ふるさと選手制度を継続利用する場合も、毎年の登録が必要である

注6： 都道府県ごとに Web システム登録又は所定申請書提出の方法がある。

注7： 原則、個人が都道府県体育（スポーツ）協会と所属競技団体（都道府県体操協会）へ登録申請するが、所属競技団体に取りまとめのうえ都道府県体育協会へ提出する場合もある。

注8： ブロック大会および本国体へ出場しない場合も、一度登録された「ふるさと」は変更できない。

5. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

<国内移動選手制限>

前々回又は前回の大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2 大会以上の間を置かなければならない。

<国内移動選手制限に抵触しない場合>

表 1

(i) 成年種別	i) 新卒業者	当該要件発生後、初めて参加する者に限る
	ii) 結婚又は離婚に係る者	
	iii) ふるさと選手	「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む
	iv) 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者	(※特例措置詳細割愛)
(ii) 少年種別	i) 新卒業者	当該要件発生後、初めて参加する者に限る
	ii) 結婚又は離婚に係る者	
	iii) 一家転住に係る者	
	iv) JOC エリートアカデミーに在籍する者	「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による
	iv) 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者	(※特例措置詳細割愛)

注9： 表1に該当しない場合は、2大会以上の間を置かなければならない。

例) 選手本人の転職による転居には適用されない

注10： 大学院修了者及び大学を中退した者は、「新卒業者」の対象とならない。

注11： 結婚又は離婚は、公的に結婚、離婚の手続きが行われていることを前提とする。

例) 事実婚又は別居の場合は、適用されない

6. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

<ふるさと選手制度活用例>

表2

	第72回 2017年度 (愛媛県)	第73回 2018年度 (福井県)	第74回 2019年度 (茨城県)	第75回 2020年度 (鹿児島県)	第76回 2021年度 (三重県)	第77回 2022年度 (栃木県)
A	勤務地	勤務地	ふるさと①	ふるさと①	居住地	居住地
B	勤務地	勤務地	ふるさと①	ふるさと①	ふるさと①	ふるさと①
C	居住地	ふるさと①	ふるさと①	勤務地	ふるさと②	ふるさと②
D	居住地	ふるさと①	ふるさと①	不参加	勤務地	勤務地
E	居住地	ふるさと① (卒業)	勤務地 (新卒適用)	勤務地	勤務地	ふるさと②
F	ふるさと①	不参加	ふるさと①	不参加	ふるさと①	勤務地
G	ふるさと①	不参加	不参加	ふるさと②	不参加	ふるさと②

①：ふるさと選手制度活用1回目

②：ふるさと選手制度活用2回目（2回目適用終了以降は活用できない）

注12：事例E

「新卒業者」の例外適用(2大会以上の間を置かなくとも前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる)が優先適用される。ただし、第73回大会の「ふるさと」活用は1回目と数え、残りの活用回数は1回とする。

注13：事例F

2年目のふるさと選手制度活用時(第73回大会)に不参加となった場合、その次回大会(第74回大会)に「ふるさと」を選択して参加すれば、1回目の継続活用となる。ただし、第74回大会では「ふるさと」のみ選択可能で、「居住地を示す現住所」、「勤務地」を選択することはできない。

注14：事例G

1回目のふるさと選手制度活用の際に、連続して2大会以上不参加となった場合、1回目の活用は終了となる。

附則

本制度は、平成16年4月13日に制定し、第60回大会から施行する。

本制度は、平成21年12月16日に改定し、第65回大会より施行する。

本制度は、平成23年3月25日に改定し、第66回本大会より施行する。

本制度は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

本制度は、平成30年4月1日に改定し、施行する。

■付録

【新卒業者事例】

表3

	第72回 2017年度 (愛媛県)	第73回 2018年度 (福井県)	第74回 2019年度 (茨城県)	第75回 2020年度 (鹿児島県)	第76回 2021年度 (三重県)	第77回 2022年度 (栃木県)
H	居住地 (高校2年)	居住地 (高校3年) 卒業・転居	転居地 「新卒」適用	不参加 (転居地居住)	居住地 (転居地)	居住地 (転居地)
I	居住地 (大学3年)	不参加 (大学4年) 卒業・転居	転居地 「新卒」適用	居住地 (転居地)	ふるさと①	ふるさと①
J	居住地 (大学4年) 卒業・転居	転居地 「新卒」適用	× (再転居)	× (再転居地)	居住地 (再転居地)	居住地 (再転居地)

①：ふるさと選手制度活用1回目  
×：参加不可

注15：事例J

第73回大会において、「新卒業者」の特例が適用されたため、第74回大会開催年の転居においては「新卒業者」特例の対象外となり、第73回大会と異なる都道府県居住地から参加することができない。

【結婚又は離婚関係者事例】

表4

	第72回 2017年度 (愛媛県)	第73回 2018年度 (福井県)	第74回 2019年度 (茨城県)	第75回 2020年度 (鹿児島県)	第76回 2021年度 (三重県)	第77回 2022年度 (栃木県)
K	居住地	居住地 (大会後) 結婚・転居	転居地 「結婚」適用	居住地 (転居地)	居住地 (転居地)	居住地 (転居地)
L	居住地 (大会後) 離婚・転居	転居地 「離婚」適用	不参加 (転居地居住)	居住地 (転居地)	居住地 (転居地)	居住地 (転居地)
M	居住地 (大会後) 結婚・転居	転居地 「結婚」適用 (大会後) 離婚・転居	転居地 「離婚」適用	× (再転居)	× (再転居地)	居住地 (再転居地)

×：参加不可

注16：結婚又は離婚に係る適用を受けるには、当該大会開催年の4月30日までに、所定の手続きを完了しなければならない。

【「一家転住等」に伴う特例措置】 (要旨抜粋)

対象： 「少年種別」 への参加者に限る

- 理由： 1) 親の転勤による一家の転居  
2) 親の結婚、離婚による一家の転居  
3) 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居

- 参加： 1) 転居元が属する都道府県から参加することができる場合  
① 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している  
② 当該参加者が、転居元が属する都道府県として既に決定している  
③ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある  
2) 転居先が属する都道府県から参加することができる場合  
① 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない

- 申請： 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了する  
1) 上記条件 1) の場合は転居元、2) の場合は転居先が属する都道府県体育（スポーツ）協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告する  
2) 報告を受けた都道府県体育（スポーツ）協会及び都道府県競技団体は、上記条件 1) の場合は転居先、2) の場合は転居元が属する都道府県体育（スポーツ）協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得る

表 5： 一家転住等関係者事例

	第 74 回 2019 年度 (茨城県)	第 75 回 2020 年度 (鹿児島県)	第 76 回 2021 年度 (三重県)	第 77 回 2022 年度 (栃木県)
N	学校所在地	学校所在地 (大会後) 一家転住・転校	転校所在地 「一家転住」適用 卒業・転居	転居地 「新卒」適用
O	学校所在地 (大会後) 一家転住	不参加	転居地 「一家転住」適用 卒業・転居地居住	居住地 (転居地) 「新卒」適用期間

表 6： 「一家転住等に伴う特例措置」に係る参加可能都道府県

		転居先都道府県		
		代表選考前	代表選考中	代表選考後
転居元	代表選考前	先	先又は元 (注 17)	元
	代表選考中	元	元	元
	代表選考後	元	元	元
	選考敗退	× (注 18)		

先： 転居先 元： 転居元 ×： 参加不可

注 17： 転居先都道府県において代表選考が進行しており、当該参加者が転居先都道府県の代表選考対象とならない場合には、転居元都道府県から参加することができる。

注 18： 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程において既に敗退していた場合には、転居先都道府県の代表選考状況にかかわらず、参加することはできない。

注 19： 学校所在地とは、当該大会開催年 4 月 30 日以前から本大会終了時まで引き続き、通学している学校（第 1 条校／中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校）の所在地を指す。

注 20： 休学中の者、通信による教育を行う課程に学んでいる者、高等学校の専攻科、別科に学んでいる者は、その学校所在地から参加することはできない。